

令和 7 年 2 月 10 日

一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則及びオリナス一宮の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和7年2月10日

一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則及びオリナス一宮の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第3号

一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則及びオリナス一宮の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則(平成24年一宮市規則第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第15条関係) 1 シビックホール、シビックテラス及び会議室に係る付属設備 (単位 円) 【別記 参照】 2 略 備考 略	別表(第15条関係) 1 略 (単位 円) 【別記 参照】 2 略 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

施設名	付属設備名	単位	利用料金の上限額			備考
			午前・午後・夜間	午前午後・午後夜間	全日	
シビック	略					
ホール	テーブルクロス	1組	50	100	150	
	略					
略						

改正案

施設名	付属設備名	単位	利用料金の上限額			備考
			午前・午後・夜間	午前午後・午後夜間	全日	
シビック	略					

ホール	テーブルクロス	1組	300	600	900
	略				
略					

(オリナス一宮の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 オリナス一宮の設置及び管理に関する条例施行規則(平成28年一宮市規則第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第14条関係) (単位 円) 【別記 参照】	別表(第14条関係) (単位 円) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

施設名	付属設備名	単位	使用料の額			備考
			午前・午後・夜間	午前午後・午後夜間	全日	
ホール	略					
	折り畳みテーブル	1卓	100	200	300	
	略					

改正案

施設名	付属設備名	単位	使用料の額			備考
			午前・午後・夜間	午前午後・午後夜間	全日	
ホール	略					
	折り畳み円テーブル	1卓	100	200	300	
	折り畳み角テーブル	1卓	100	200	300	
	テーブルクロス	1組	500	1,000	1,500	
	略					

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用許可の申請がなされる使用について適用し、同日前に使用許可の申請がなされた使用については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後のオリナス一宮の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用許可の申請がなされる使用について適用し、同日前に使用許可の申請がなされた使用については、なお従前の例による。